

付 議 第 1 号

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を定める訓令議案

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

訓
令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第 号
高知県教育委員会訓令第 号

本
各
出
先
機
関
教
育
委
員
会
事
務
局
教
育
委
員
会
事
務
局
各
事
務
所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を次のように定める。

令和2年12月 日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明

**高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規
程**

(設置)

第1条 人口減少による負の連鎖を克服し、本県の地方創生の実現に向けて県民と協働して取り組む高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を関係部局の連携の下で効果的に推進するため、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部次長
- (4) 本部員
- (5) 地域本部長
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部次長は、産業振興推進部長をもって充てる。
- 5 本部員は、理事・東京事務所長、理事・大阪事務所長、理事・产学官民連携センター長、理事（高知県地産外商公社）、理事（高知県移住促進・人材確保センター）、理事（高知県産業振興センター）、総務部長、健康政策部長、地域福祉部長、文化生活スポーツ部長、中山間振興・交通部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。
- 6 地域本部長は、産業振興推進部地域産業振興監をもって充てる。

(職務)

- 第3条** 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
- 4 本部員及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

- 第4条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進及び見直しに關すること。
- (2) 地方創生の検討及び推進に關すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に關連する重要事項に關すること。

(プロジェクトチーム)

- 第5条** 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。

(事務局)

- 第6条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課企画監をもって充てる。
- 5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

- 第7条** この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に關し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

訓 令

高知県教育委員会訓令

◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置
規程

第4期産業振興計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のフォローアップ体制について

